

【溶け込み版】改正後のイメージ

○ 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

平成17年11月7日

条例第24号

改正 平成28年2月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うために、市に、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下第7条第1号及び第3号において「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下第7条第2号及び第3号において「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (3) 霧島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年霧島市条例第〇号。以下第5号並びに第7条第2号及び第3号において「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。
- (4) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年霧島市条例第〇号）第8条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (6) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 3 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で調査し、及び審議しなければならない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をし

てはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、第2条各号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。

(定義)

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る公文書(同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)
- (2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)
- (3) 諮問実施機関 情報公開条例第17条、法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関(調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請

求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の隼人町情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成15年隼人町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日以後最初に開かれる霧島市情報公開・個人情報保護審査会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成28年2月25日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第1条、第8条第1項及び第4項、第9条、第10条、第11条、第12条並びに第14条の規定は、施行日以後にされた情報開示決定等若しくは開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は情報開示請求若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた情報開示決定等若しくは開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は情報開示請求若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。